

「冷却ベスト」に関する弊社特許権を侵害することがないようにご注意ください。

弊社は冷却衣服（冷却ベスト）について特許第 7273426 号に係る特許権（以下、弊社特許権といいます。）を所有しておりますので、弊社特許権を侵害することがないようにご注意ください。

弊社特許権の請求項 1 は、次の通りです。

「衣服本体と、前記衣服本体にポケット状に設けられ、保冷材として凍結可能な液体入りのペットボトルが立ち姿勢で出し入れ自在に收容される收容部と、前記衣服本体の内面側に露出して蛇行状に這わされ、一端側が前記收容部に上側で接続され他端側が前記收容部に下側で接続された可撓性チューブと、前記チューブに取り付けられたポンプと、手動操作を受けて前記ポンプを駆動させる、ポケット收容可能なコントローラを備え、前記ポンプの作動により、前記チューブの一端側から前記收容部に流入してきた冷却流体が前記ペットボトルに接触してその外面を滑落しながら垂れ落ちる過程で冷却された上で前記チューブの他端側に戻され、前記チューブを流通する冷却流体循環経路が構成されていることを特徴とする冷却衣服。」

従って、冷却ベストが後身ごろの外面側に收容部が取り付けられ、收容部の上側にチューブの一端側が接続され、下側にチューブの他端側が接続されていて、その收容部がペットボトルを收容可能な場合に、この冷却ベストの收容部に液体を凍結させたペットボトルを收容して業務を行う際に使用すれば、その使用者は弊社特許権を侵害したものと判断されます。

この特許権侵害である旨の判断は、冷却ベスト販売時において、ペットボトルを使用する旨の表示が無くても、影響されません。

以上の次第でありますので、弊社特許権を侵害することがないように十分に注意して頂きますようお願い致します。

令和 5 年 10 月

山真製鋸株式会社
代表取締役社長 山本 剛